

船橋市津波避難計画 概要版 ～避難目標地点と避難行動～

■ 避難目標地点・津波一時避難施設、避難路 ■

■ 避難目標地点

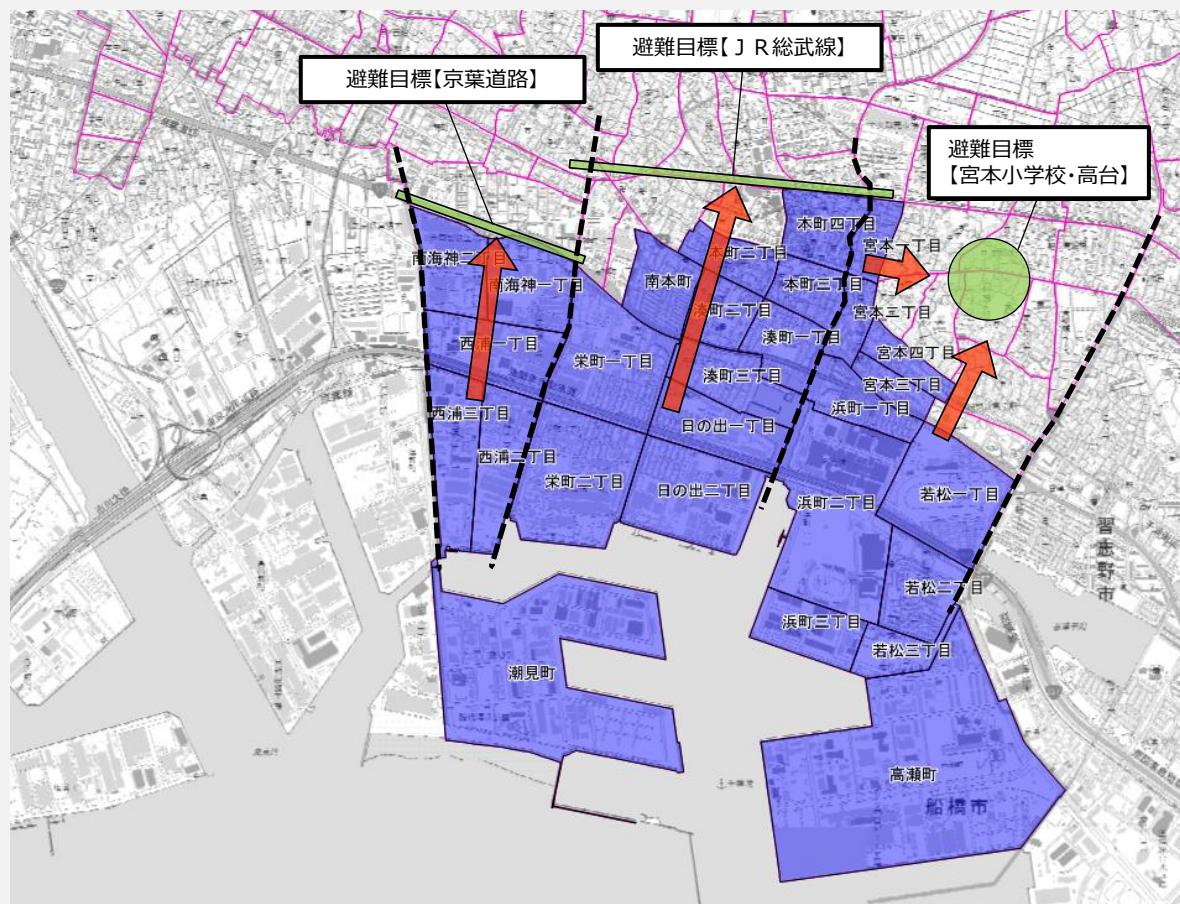
「あせらず、まよわず、まずは避難目標地点へ！」、「そして更に遠くの高い場所へ！」とする避難行動の目安となる目標地点であり、宿泊可能避難所への誘導に切り替わる境界でもある。

【避難目標地点の設定条件】

- 避難対象地域の外縁を基本とする。
- 避難目標地点の先が行き止まりや袋小路になっている地域は避ける。
- 急傾斜地やがけ地、河川等の近くを避ける。
- 道路閉塞が想定される箇所は避ける。

■ 避難路

津波一時避難施設または避難目標地点までの主要道路を中心に安全に避難できる道路を避難路として設定するもの。今後、各所に避難誘導の方向を示す看板表示等の設置を予定している。



■ 避難方向

津波避難対象範囲から、「あせらず、まよわず、まずは避難目標地点へ！」、「そして更に遠くの高い場所へ！」へ避難誘導する方向を示す代表的な目標となる3つの方面を設定する。

■ 津波一時避難施設

避難の余裕が無いなど、命を守る行動のみを想定した緊急避難先であり、津波浸水想定地域内を中心として、19か所（うち公共施設8、民間施設11）を指定済み。また、今後は津波避難対象地域付近で民間施設の指定も検討する。

■ 避難の方法 ■

■ 避難行動は遠くの高台を基本に現実的な方法を

- 警報発令の際は、徒歩により速やかに避難目標地点を越え、高台を目指すことを基本とする。
- 地域ごとの状況に応じた現実的な避難行動の選択肢を提案する。
- 避難行動が困難な方や、強固な高層建物に居住する方は、建物内の3階以上に垂直避難、上層階に住む方は、周囲の状況や発災からの経過時間により自宅に止まるなど、現実的な選択肢も示す。

■ 避難は徒歩を原則として車両を使わないことを基本とする

避難に自動車、オートバイ、自転車等の車両の利用は原則不可とし、歩行が困難な方等への限定利用を原則とし、要援護者（要配慮者）対策の避難に際しては他の災害における策定動向に合わせ、本計画へ取り込む。

■ 避難の誘導 ■

■ 地域住民等による避難対策

家族や町会・自治会、自主防災組織など、住民を主体とした避難行動を基本として、災害時要援護者（要配慮者）等の避難に際しては、他の災害における動向に合わせ、今後、本計画へ取り込む。

■ 観光、海岸利用者、集客施設および、事業所の従業員等の避難対策

潮干狩りの観光客や商業施設群、遊戯施設等の利用者および工場等の多くの従業員が避難する際は大きな混乱が懸念されるため、施設外への避難とあわせて、施設内の高い場所への垂直避難も想定し、各施設管理者等には現実的で柔軟な避難行動の検討を促す。

■ 市による周知広報・避難誘導周知啓発の取り組みについて

情報発信は取りうる様々な手段により、時期を逃さず継続するものとし、関係機関と連携して効果的な周知広報を行う。また、災害時の周辺状況等から総合的に判断して、避難誘導等を行う。

■ 市による避難誘導にかかる整備

地域住民等をはじめ避難対象地域の方々に、具体的な避難行動の検討および津波浸水想定地域の周知啓発を図ることを目的として、「船橋市津波避難マップ（地区別）」（避難対象地域の町丁目ごとの代表的な避難経路、避難目標地点、周辺の津波一時避難施設などを掲載）を別冊として作成した。また、避難対象地域や避難経路、避難目標地点への誘導看板を設置し、平時からの認識を高め、災害時の速やかな避難に繋がるよう、整備をすすめていく。

■ 津波に対する教育・啓発、訓練の実施 ■

■ 教育・啓発

防災コンテンツを活かした周知広報を行うとともに、出前講座や避難対象地域の住民、事業者等を対象とした直接伝える機会を活用し、わかりやすく知識の普及、啓発に努め、自助、共助による自立した避難行動の醸成を図る取り組みを進めていく。

■ 訓練

市、および町内会、自治会、自主防災組織、また、事業者、団体等は、円滑な避難と津波対策を検証し、地域により異なる課題の抽出と対策を反映するため、図上訓練や津波避難訓練などを継続して行うことを検討する。